

被災者自立再建促進プログラム「4つの視点」に関する課題と対応の検討

* 「課題」の内容は、被災者自立再建促進対策WG事務局及び「自立生活支援専門員及び自立生活支援員」からの意見・提案です。

4つの視点 項目	課 題	対 応 策	課 名
1 住まい	○入居資格外		
	① 申し込み資格はあるが市税滞納で応募できない。 ② 持ち家又は賃貸住宅を補修した者を一律に復興住宅入居不可とするのではなく、世帯状況を見て判断が必要では。 ③ 民間賃貸住宅での被災者（大規模半壊）が復興公営住宅へ入居するためには「大家の証明」が必要だが、事情があり証明が困難な場合がある。 ④ 震災後に離婚した全壊世帯がどちらか一方しか申し込めない。 ⑤ 公営住宅（復興公営、市営等）の数が不足では。	① 市条例規定の入居要件であるが、要件緩和をした場合の対象、時期、手法等や緩和することによる影響等を検討中である。 ② 入居資格は、「災害により住宅を失った者」（住宅減失要件）と規定。「修繕や補修では住宅としての機能を回復することができない程度の損傷の場合」は、住宅減失要件を具備する者と認められるので、判断する基準や手法を検討し、個別に対応していく。 ③ 「震災に起因する住宅の損傷を契機として、借借人が自己都合によらずに退去せざるを得なくなった場合」は、「災害により住宅を失った者」として入居を認めている。その判断するに至った事実関係を十分に確認し、根拠を明確にすることを求められており、「大家の証明（本人の申立書に賃貸人の署名押印）」を必要としている。何らかの事情により、借借人が署名してくれない場合、それに代わる手法等を検討中である。 ④ 被災住宅を再建する目的から、自己都合による再建住戸の追加は認められないが、震災を起因とした世帯分離は認めている。 ⑤ 今年度中に仮設住宅入居者用として既存の市営住宅60戸程度を補修、県営住宅の提供も依頼する。 来年度も40個程度確保予定であり、100戸程度は来年度で確保できる。復興公営住宅等の要件緩和により希望者の増加が考えられるが増加数が不明なため、現時点では不足するかは不明。	①復興住宅課 ②復興住宅課 ③復興住宅課 ④復興住宅課 ⑤住宅管理課
	○住まいの整備		
1 住まい	① 復興公営住宅の入居者の高齢化率が高く、孤立化が危惧される。そのためコミュニティ配慮型の公営住宅が必要ではないか。 ② 「復興住宅の一般市営住宅化」の時期は、現要件での扱いの場合、募集が可能となるのが仮設住宅の一律延長期限後となる。 * 仮設住宅の一律延長期限：各団地の開設時期 H30. 4月～9月 * 現要件：復興公営住宅完成後	① 新蛇田南地区において、共用空間を介してコミュニティを形成し、お互いに見守り合うことができる住宅を計画している。しかし、ハード面のみでは孤立化の解消は困難であるため、ソフト面の施策がより重要と思われる。 ② 平成28年8月4日宮城県通知により、市内全ての災害公営住宅の工事に着手した後であれば被災者以外の入居募集が可能となった。二子地区の着工が平成30年4月の予定であり、その後、復興住宅入居資格者の最終意向調査期間3か月、県内全域を対象とした募集期間を3か月と仮定した場合、最短で平成30年10月以降に被災者以外の一般募集が可能と考えている。	①復興住宅課 ②住宅管理課
	○その他		
1 住まい	① 「保証人が立てられず申し込みできない。」と思っている市民が多く、その場合の対応方法が周知されていない。 ② 本人の代理で役所に行ったが「事前登録申請書」をもらえず家族で事前検討が出来ない。 ③ 鹿妻地区で被災したが、半島部の高台移転地の空き区画に早急に再建したい。	① 入居後の管理に支障をきたすため「連帯保証人は必要ない。」と前面に出すことはしていないが、入居説明会等において、連帯保証人を立てられないことを理由に入居を認めないことはない旨の説明を行っている。 ② 通常の公営住宅とは異なり、復興公営住宅への入居資格には、震災による住宅減失など様々な要件があることから、混乱を避けるため、窓口においては本人又は代理人から聞き取りを行い、丁寧な説明をした上で交付していたが、今後は入居資格の有無にかかわらず交付するよう改善した。 ③ 今後、災害危険区域内の被災者に対して、半島部での空き区画の再募集を実施する。 その後に復興・復旧事業の用地協力者の登録希望者及び災害危険区域外の被災者の意向調査を実施する予定であるため時間を要する。	①復興住宅課 ②復興住宅課 ③集団移転推進課
	2 健康・福祉	(略)	(略)
	3 暮らし向き (家計)	(略)	(略)
4 コミュニティ	(略)	(略)	

